

○岡山県公安委員会事務決裁規程

(平成 11 年 3 月 23 日公安委員会規程第 1 号)

改正	平成 12 年 11 月 24 日公安委員会 規程第 8 号	平成 13 年 3 月 1 日公安委員会規 程第 3 号	平成 13 年 7 月 5 日公安委員会規 程第 7 号
	平成 13 年 10 月 4 日公安委員会 規程第 8 号	平成 13 年 11 月 29 日公安委員会 規程第 9 号	平成 14 年 3 月 12 日公安委員会 規程第 1 号
	平成 14 年 3 月 29 日公安委員会 規程第 5 号	平成 14 年 5 月 28 日公安委員会 規程第 10 号	平成 15 年 8 月 26 日公安委員会 規程第 5 号
	平成 15 年 10 月 21 日公安委員会 規程第 6 号	平成 16 年 5 月 25 日公安委員会 規程第 4 号	平成 16 年 6 月 25 日公安委員会 規程第 5 号
	平成 17 年 4 月 27 日公安委員会 規程第 2 号	平成 17 年 12 月 13 日公安委員会 規程第 4 号	平成 18 年 2 月 3 日公安委員会規 程第 2 号
	平成 18 年 3 月 17 日公安委員会 規程第 5 号	平成 18 年 5 月 19 日公安委員会 規程第 6 号	平成 18 年 6 月 21 日公安委員会 規程第 8 号
	平成 18 年 6 月 29 日公安委員会 規程第 9 号	平成 18 年 10 月 20 日公安委員会 規程第 10 号	平成 19 年 3 月 30 日公安委員会 規程第 3 号
	平成 19 年 5 月 24 日公安委員会 規程第 4 号	平成 19 年 6 月 1 日公安委員会規 程第 8 号	平成 19 年 11 月 30 日公安委員会 規程第 13 号
	平成 20 年 3 月 27 日公安委員会 規程第 3 号	平成 20 年 5 月 27 日公安委員会 規程第 5 号	平成 20 年 6 月 27 日公安委員会 規程第 6 号
	平成 20 年 7 月 25 日公安委員会 規程第 7 号	平成 20 年 8 月 21 日公安委員会 規程第 8 号	平成 20 年 11 月 13 日公安委員会 規程第 9 号
	平成 20 年 12 月 18 日公安委員会 規程第 10 号	平成 21 年 4 月 9 日公安委員会規 程第 2 号	平成 21 年 6 月 25 日公安委員会 規程第 9 号
	平成 21 年 12 月 3 日公安委員会 規程第 12 号	平成 23 年 2 月 25 日公安委員会 規程第 1 号	平成 24 年 10 月 26 日公安委員会 規程第 3 号
	平成 25 年 3 月 18 日公安委員会 規程第 2 号	平成 25 年 3 月 25 日公安委員会 規程第 3 号	平成 26 年 3 月 25 日公安委員会 規程第 2 号
	平成 26 年 4 月 11 日公安委員会 規程第 3 号	平成 26 年 5 月 29 日公安委員会 規程第 5 号	平成 28 年 3 月 29 日公安委員会 規程第 2 号
	平成 28 年 6 月 17 日公安委員会 規程第 4 号	平成 28 年 11 月 29 日公安委員会 規程第 5 号	平成 29 年 3 月 2 日公安委員会規 程第 4 号
	平成 29 年 6 月 9 日公安委員会規 程第 11 号	令和 2 年 3 月 13 日公安委員会規 程第 2 号	令和 2 年 11 月 20 日公安委員会 規程第 4 号
	令和 3 年 3 月 9 日公安委員会規 程第 3 号	令和 3 年 3 月 12 日公安委員会規 程第 4 号	令和 4 年 1 月 28 日公安委員会規 程第 2 号
	令和 4 年 3 月 10 日公安委員会規	令和 4 年 5 月 10 日公安委員会規	令和 5 年 3 月 7 日公安委員会規

程第 3 号

程第 4 号

程第 2 号

令和 5 年 3 月 28 日公安委員会規 令和 5 年 3 月 28 日公安委員会規

程第 4 号

程第 6 号

岡山県公安委員会事務決裁規程を次のように定める。

岡山県公安委員会事務決裁規程

岡山県公安委員会の事務専決規程(昭和 39 年岡山県公安委員会規程第 3 号)の全部を改正する。

(目的)

第 1 条 この規程は、岡山県公安委員会(以下「公安委員会」という。)の権限に属する事務の決裁について必要な事項を定めることにより、事務の適正かつ能率的な運営を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 決裁 公安委員会が、その権限に属する事務の処理について、最終的にその意思を決定することをいう。

(2) 専決 公安委員会に代わり、その権限に属する事務の処理について、常時最終的にその意思を決定することをいう。

(3) 専決者 専決することができる者をいう。

(4) 代決 専決者が不在の場合に、下位の者が専決者に代わって専決することをいう。

(5) 不在 専決者が出張、休暇その他の事由により、専決することができない状態をいう。

(公安委員会が決裁する事務)

第 3 条 別表に掲げる事務については、公安委員会の決裁を受けなければならない。

2 別表に掲げる事務のほか、次のいずれかに該当する事案に係る事務については、公安委員会の決裁を受けなければならない。

(1) 重要又は異例の事案

(2) 公安委員会が了承しておく必要がある事案

(本部長が専決できる事務)

第 4 条 岡山県警察本部長(以下「本部長」という。)は、公安委員会の権限に属する事務について、前条第 1 項及び第 2 項において公安委員会の決裁を受けなければならないとしているものを除き、専決することができる。

2 本部長は、公安委員会の庶務について、専決することができる。

(特別な場合の専決等)

第5条 本部長は、次の各号に掲げる事務については、第3条第1項の規定にかかわらず、専決することができる。

- (1) 警察法(昭和29年法律第162号)第60条第1項の規定による援助の要求に関する事務のうち、当該要求又は当該要求による派遣が次のいずれかに該当する場合
 - ア 緊急やむを得ないと認められる場合
 - イ 大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合であって、岡山県公安委員会運営規則(平成13年岡山県公安委員会規則第2号)第3条第1項の定例会に諮るいとまがないとき
- (2) 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第27条の3の規定による譲受け等の許可のうち、次のいずれかに該当する場合であって、緊急やむを得ないと認められるとき
 - ア 拳銃とこれに適合する拳銃実包を共に譲り受ける場合以外の場合
 - イ 拳銃等若しくは拳銃部品の譲受け若しくは借受け又は拳銃実包の譲受けが多衆がい集する場所以外の場所で行われる場合
 - ウ その他危害予防上の措置が十分になされている場合

2 本部長は、前項の規定に基づき専決した場合は、事後速やかに公安委員会に報告するものとする。

(部長、警察署長等の専決等)

第6条 本部長は、第4条第1項及び第2項に規定する本部長が専決できる事務について、その一部を、警察本部の部長、総務統括官、組織犯罪対策統括官、運転免許センター長、課長(隊長、所長及び学校長を含む。)、次長(副隊長及び副校長を含む。)、警察署長、警察署副署長(副署長(行政職)を含む。)、理事官等(理事官、調査官、会計管理官、地域安全官、捜査管理官、刑事官及び交通官をいう。)又は警察署の課長に専決させることができる。

2 本部長その他の専決者は、その権限に属する事務について、代決させることができる。この場合において、代決した者は、速やかに専決者の後閲を受けなければならない。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成12年11月24日公安委員会規程第8号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年3月1日公安委員会規程第3号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年7月5日公安委員会規程第7号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成 13 年 10 月 4 日公安委員会規程第 8 号)抄

1 この規程は、平成 13 年 10 月 15 日から施行する。

附 則(平成 13 年 11 月 29 日公安委員会規程第 9 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成 14 年 3 月 12 日公安委員会規程第 1 号)

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年 3 月 29 日公安委員会規程第 5 号)

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年 5 月 28 日公安委員会規程第 10 号)

この規程は、平成 14 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年 8 月 26 日公安委員会規程第 5 号)

この規程は、平成 15 年 9 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年 10 月 21 日公安委員会規程第 6 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成 16 年 5 月 25 日公安委員会規程第 4 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成 16 年 6 月 25 日公安委員会規程第 5 号)

この規程は、平成 16 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 4 月 27 日公安委員会規程第 2 号)

この規程は、平成 17 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 12 月 13 日公安委員会規程第 4 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成 18 年 2 月 3 日公安委員会規程第 2 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 17 日公安委員会規程第 5 号)

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 5 月 19 日公安委員会規程第 6 号)

この規程は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 6 月 21 日公安委員会規程第 8 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成 18 年 6 月 29 日公安委員会規程第 9 号)

この規程は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 10 月 20 日公安委員会規程第 10 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 30 日公安委員会規程第 3 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成 19 年 5 月 24 日公安委員会規程第 4 号)

この規程は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 6 月 1 日公安委員会規程第 8 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成 19 年 11 月 30 日公安委員会規程第 13 号)

この規程は、平成 19 年 12 月 10 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 27 日公安委員会規程第 3 号)

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 5 月 27 日公安委員会規程第 5 号)

この規程は、平成 20 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 6 月 27 日公安委員会規程第 6 号)

この規程は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 7 月 25 日公安委員会規程第 7 号)

この規程は、平成 20 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 8 月 21 日公安委員会規程第 8 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成 20 年 11 月 13 日公安委員会規程第 9 号)

この規程は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 12 月 18 日公安委員会規程第 10 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成 21 年 4 月 9 日公安委員会規程第 2 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成 21 年 6 月 25 日公安委員会規程第 9 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成 21 年 12 月 3 日公安委員会規程第 12 号)

この規程は、平成 21 年 12 月 4 日から施行する。

附 則(平成 23 年 2 月 25 日公安委員会規程第 1 号)

この規程は、平成 23 年〔中略〕4 月 1 日〔中略〕から施行する。

附 則(平成 24 年 10 月 26 日公安委員会規程第 3 号)

この規程は、平成 24 年 10 月 30 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 18 日公安委員会規程第 2 号)

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 25 日公安委員会規程第 3 号)

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 25 日公安委員会規程第 2 号)

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 4 月 11 日公安委員会規程第 3 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成 26 年 5 月 29 日公安委員会規程第 5 号)

この規程は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 29 日公安委員会規程第 2 号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 行政庁の処分又は不作為についての不服申立てであって、この規程の施行前にされた行政庁の処分又はこの規程の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則(平成 28 年 6 月 17 日公安委員会規程第 4 号)

この規程は、平成 28 年 6 月 23 日から施行する。

附 則(平成 28 年 11 月 29 日公安委員会規程第 5 号)

この規程は、平成 28 年 11 月 30 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 2 日公安委員会規程第 4 号)

この規程は、平成 29 年 3 月 12 日から施行する。

附 則(平成 29 年 6 月 9 日公安委員会規程第 11 号)

この規程は、平成 29 年 6 月 14 日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 13 日公安委員会規程第 2 号)

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 11 月 20 日公安委員会規程第 4 号)

この規程は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 3 月 9 日公安委員会規程第 3 号)

この規程は、令和 3 年 3 月 12 日から施行する。

附 則(令和 3 年 3 月 12 日公安委員会規程第 4 号)

この規程は、令和 3 年 3 月 26 日から施行する。

附 則(令和 4 年 1 月 28 日公安委員会規程第 2 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(令和 4 年 3 月 10 日公安委員会規程第 3 号)

この規程は、令和4年3月11日から施行する。ただし、第2条中岡山県公安委員会事務決裁規程第5条及び別表の改正規定は、令和4年3月15日から施行する。

附 則(令和4年5月10日公安委員会規程第4号)

この規程は、令和4年5月13日から施行する。

附 則(令和5年3月7日公安委員会規程第2号)

この規程は、令和5年3月16日から施行する。

附 則(令和5年3月28日公安委員会規程第4号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月28日公安委員会規程第6号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

事務の種類	根拠規定	事項
警察法(昭和29年法律第162号)に規定する事務	第38条第5項	公安委員会規則の制定
	第43条の2第1項	都道府県警察に対する監察の指示
	第43条の2第2項	指示に係る事項の履行状況を点検させることの決定
	第43条の2第3項	点検させる委員の事務を警察職員に補助させることの決定
	第45条	公安委員会の運営に関する必要な事項の決定
	第50条第1項	警察本部長の任免の同意
	第50条第2項	警察本部長の懲戒又は罷免に関する必要な勧告
	第53条の2	警察署協議会委員の委嘱
	第55条第3項	警視正以上の警察官の任免の同意等
	第55条第4項	警察職員の懲戒又は罷免に関する必要な勧告
	第56条第3項	警察職員の非違行為の報告の受理
	第58条	組織の細目的事項の決定
	第60条第1項	援助の要求及び援助の要求による派遣
第60条の2	管轄区域の境界周辺における事案に関する権限についての関係都道府県警察との協議	

	第 66 条	移動警察等に関する職権行使についての関係都道府県警察との協議
岡山県公安委員会運営規則(平成 13 年岡山県公安委員会規則第 2 号)に規定する事務	第 2 条第 2 項	大綱方針の決定
	第 2 条第 4 項	大綱方針に適合するための措置に関する指示
	第 2 条第 5 項	指示に基づいて執った措置の報告の受理
警察署協議会条例(平成 13 年岡山県条例第 39 号)に規定する事務	第 3 条第 4 項	警察署協議会委員の解嘱
警察署協議会運営規則(平成 13 年岡山県公安委員会規則第 6 号)に規定する事務	第 5 条第 1 項	弁明の機会の付与
	第 5 条第 2 項	辞職願の提出要求
岡山県公安委員会文書管理規程(平成 13 年岡山県公安委員会規程第 8 号)に規定する事務	第 10 条第 2 項	文書の保存期間の延長及び再延長
	第 12 条第 2 項	文書の保存期間満了前の廃棄
犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和 55 年法律第 36 号)に規定する事務	第 11 条第 1 項	裁定
	第 12 条第 1 項	仮給付金の支給の決定
	第 13 条第 3 項	裁定申請の却下
	第 23 条第 1 項	犯罪被害者等早期援助団体の指定
	第 23 条第 5 項	犯罪被害者等早期援助団体に対する措置命令
オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律(平成 20 年法律第 80 号)に規定する事務	第 7 条第 1 項	裁定
	第 8 条第 3 項	裁定の申請の却下
国外犯罪被害者弔慰金等の支給に関する法律(平成 28 年法律第 73 号)に規定する事務	第 11 条第 1 項	裁定
	第 13 条第 3 項	裁定の申請の却下
行政手続法(平成 5 年法律第 88 号)に規定する事務	第 26 条	不利益処分決定
岡山県行政手続条例(平成 7 年岡山県条例第 30 号)に規定する事務	第 26 条	不利益処分決定
岡山県行政情報公開条例(平成 8 年岡山県条例第 3 号)に規定する事務	第 9 条	公益上の理由による裁量的開示
	第 10 条	開示請求の拒否
	第 11 条第 1 項	公文書の全部又は一部を開示する旨の決定
	第 11 条第 2 項	公文書の全部を開示しない旨の決定
	第 17 条第 1 項	岡山県行政不服等審査会への諮問
	第 30 条	出資等法人の指定
個人情報保護に関する法律(平	第 33 条	岡山県行政不服等審査会への諮問
	第 80 条	裁量的開示

成 15 年法律第 57 号)に規定する 事務	第 81 条	開示請求の拒否
	第 82 条第 1 項	保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定
	第 82 条第 2 項	保有個人情報の全部を開示しない旨の決定
	第 93 条第 1 項	保有個人情報の訂正をする旨の決定
	第 93 条第 2 項	保有個人情報の訂正をしない旨の決定
	第 101 条第 1 項	保有個人情報の利用停止をする旨の決定
	第 101 条第 2 項	保有個人情報の利用停止をしない旨の決定
	第 105 条 3 項	岡山県行政不服等審査会への諮問
	第 129 条	岡山県行政不服等審査会への諮問
被疑者取調べ適正化のための監督 に関する規則(平成 20 年国家公安 委員会規則第 4 号)に規定する事 務	第 11 条	監督実施状況の報告の受理
行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)に規定する事務	第 14 条	審査請求の引継ぎ
	第 25 条第 7 項	執行停止の決定
	第 26 条	執行停止の取消し
	第 45 条第 1 項	審査請求の却下の裁決
	第 45 条第 2 項	審査請求の棄却の裁決
	第 45 条第 3 項	事情裁決
	第 46 条第 1 項	処分の全部若しくは一部の取消し 又は変更の裁決
	第 47 条	事実上の行為が違法又は不当である旨の宣言 当該事実上の行為の撤廃若しくは 変更又は処分庁に対する撤廃若し くは変更の命令
	第 49 条第 1 項	不作為についての審査請求の却下の裁決
	第 49 条第 2 項	不作為についての審査請求の棄却の裁決
第 49 条第 3 項	不作為が違法又は不当である旨の宣言 処分の実施又は不作為庁に対する 処分実施命令	
警察法第 56 条第 3 項の規定による報告等に関する規則(平成 13 年岡山県公安委員会規則第 3 号)に規定する事務	第 4 条第 1 項	警察職員の非違行為の疑いの認知時の報告の受理
監察に関する規則(平成 12 年国家	第 2 条第 3 項	監察実施計画の報告の受理

公安委員会規則第2号)に規定する事務	第5条	監察の実施状況の報告の受理
会計の監査に関する規則(平成16年国家公安委員会規則第9号)に規定する事務	第6条	会計監査の実施状況の報告の受理
遺失物法施行規則(平成19年国家公安委員会規則第6号)に規定する事務	第28条第1項	特例施設占有者の指定
	第30条第1項	特例施設占有者の指定の取消し
刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成17年法律第50号)に規定する事務	第18条	実地監査の指示
	第21条第1項	留置施設視察委員会委員の任命
	第230条第1項	再審査の申請の受理
	第230条第3項	再審査の申請の裁決
	第232条第1項	事実の申告の受理
留置施設視察委員会条例(平成19年岡山県条例第27号)に規定する事務	第3条第4項	留置施設視察委員会委員の解任
	第3条第3項	申告に係る事実の確認及び確認結果の通知
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する事務	第8条(第31条の23において準用する場合を含む。)	風俗営業及び特定遊興飲食店営業の許可の取消し
	第10条の2第6項(第31条の23において準用する場合を含む。)	特例風俗営業者及び特例特定遊興飲食店営業者の認定の取消し
	第26条第1項	風俗営業の許可の取消し又は営業の停止の命令
	第26条第2項	風俗営業の許可の取消し等に伴う飲食店営業の停止の命令
	第30条第1項	店舗型性風俗特殊営業の停止の命令
	第30条第2項	店舗型性風俗特殊営業の廃止の命令
	第30条第3項	店舗型性風俗特殊営業の停止の命令等に伴う浴場業等の営業の停止の命令
	第31条の5第1項	無店舗型性風俗特殊営業の停止の命令
	第31条の5第2項	無店舗型性風俗特殊営業の受付所営業の廃止の命令
	第31条の6第2項第2号	無店舗型性風俗特殊営業の停止の命令
第31条の6第2項第3号	無店舗型性風俗特殊営業の受付所営業の廃止の命令	

	第 31 条の 15 第 1 項	店舗型電話異性紹介営業の停止の命令
	第 31 条の 15 第 2 項	店舗型電話異性紹介営業の廃止の命令
	第 31 条の 20	無店舗型電話異性紹介営業の停止の命令
	第 31 条の 21 第 2 項	無店舗型電話異性紹介営業の停止の命令
	第 31 条の 25 第 1 項	特定遊興飲食店営業の許可の取消し又は停止の命令
	第 31 条の 25 第 2 項	特定遊興飲食店営業の許可の取消し等に伴う飲食店営業の停止の命令
	第 34 条第 2 項	飲食店営業の停止の命令
	第 35 条	興行場営業の停止の命令
	第 35 条の 2	特定性風俗物品販売等営業の停止の命令
	第 35 条の 4 第 2 項	接客業務受託営業の停止の命令
	第 35 条の 4 第 4 項	接客業務受託営業の停止の命令
	第 39 条第 1 項	都道府県風俗環境浄化協会の指定
	第 39 条第 4 項	都道府県風俗環境浄化協会の指定の取消し
	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和 60 年国家公安委員会規則第 4 号)に規定する事務	第 5 条第 1 項
第 5 条第 2 項		弁明の機会の付与
第 7 条の 2 第 6 項		遊技機製造能力の確認の取消し
第 11 条第 1 項		遊技機の検定の取消し
第 11 条第 2 項		遊技機の検定の取消し
第 11 条第 3 項		弁明の機会の付与
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和 32 年法律第 166 号)に規定する事務	第 62 条の 3	事象の状況等の事項の報告の受理
放射性同位元素等の規制に関する法律(昭和 32 年法律第 167 号)に規定する事務	第 31 条の 2	事象の状況等の事項の報告の受理
古物営業法(昭和 24 年法律第 108 号)に規定する事務	第 6 条第 1 項	許可の取消し
	第 6 条第 2 項	許可の取消し
	第 24 条第 1 項	許可の取消し又は営業の停止の命令
	第 24 条第 2 項	営業の停止の命令
古物営業法施行規則(平成 7 年国家公安委員会規則第 10 号)に規定する事務	第 19 条の 10 第 1 項	認定古物競りあっせん業者に係る認定の取消し
	第 19 条の 14 第 1 項	認定外国古物競りあっせん業者に

	項	係る認定の取消し
	第 29 条第 1 項	盗品売買等防止団体の承認の取消し
質屋営業法(昭和 25 年法律第 158 号)に規定する事務	第 25 条第 1 項	許可の取消し又は営業の停止の命令
警備業法(昭和 47 年法律第 117 号)に規定する事務	第 8 条	認定の取消し
	第 22 条第 7 項	警備員指導教育責任者資格者証の返納命令
	第 23 条第 5 項	合格証明書の返納命令
	第 42 条第 3 項	機械警備業務管理者資格者証の返納命令
	第 49 条第 1 項	営業の停止の命令
	第 49 条第 2 項	営業の廃止の命令
探偵業の業務の適正化に関する法律(平成 18 年法律第 60 号)に規定する事務	第 15 条第 1 項	営業の停止の命令
	第 15 条第 2 項	営業の廃止の命令
自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則(平成 6 年国家公安委員会規則第 12 号)に規定する事務	第 9 条	指定の取消し
インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成 15 年法律第 83 号)	第 14 条第 1 項	事業の停止の命令
	第 14 条第 2 項	事業の廃止の命令
	第 15 条第 2 項	事業の停止の命令
銃砲刀剣類所持等取締法(昭和 33 年法律第 6 号)に規定する事務	第 11 条第 1 項	許可の取消し
	第 11 条第 2 項	許可の取消し
	第 11 条第 3 項	許可の取消し
	第 11 条第 4 項	許可の取消し
	第 11 条第 5 項	許可の取消し
	第 11 条第 6 項	許可の取消し
	第 11 条第 7 項	許可の取消し
	第 11 条の 3 第 1 項	年少射撃資格者の認定の取消し
	第 11 条の 3 第 2 項	年少射撃資格者の認定の取消し
	第 27 条の 3	警察官等に対する拳銃等又は拳銃部品の譲受け等の許可
岡山県青少年健全育成条例(昭和 52 年岡山県条例第 29 号)に規定する事務	第 18 条第 1 項	利用カード販売の停止の命令
警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律(平成 24 年法律第 34 号)に規定する事務	第 6 条第 3 項	国家公安委員会が定める基準に該当する法人又は機関の認定
暴力団員による不当な行為の防止	第 3 条	暴力団の指定

等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する事務	第4条	暴力団連合体の指定
	第5条第1項	暴力団の指定及び暴力団連合体の指定に係る意見聴取の実施
	第5条第1項	暴力団の指定及び暴力団連合体の指定に関する意見聴取の非公開の決定
	第6条第1項	国家公安委員会に対する確認請求
	第6条第4項	確認結果通知書(要件に該当するものを除く。)の受理
	第8条第2項	指定の取消し
	第8条第4項	国家公安委員会に対する取消確認請求
	第8条第5項	取消確認結果通知書(要件に該当するものを除く。)の受理
	第11条第2項	暴力的要求行為に対する再発防止命令
	第12条第1項	暴力的要求行為の要求等に対する再発防止命令
	第12条の2	指定暴力団等の業務に関し行われる暴力的要求行為に対する再発防止命令
	第12条の4第1項	準暴力的要求行為の要求等に対する再発防止命令
	第12条の4第2項	準暴力的要求行為の要求等の相手方に対する指示(緊急の必要がある場合におけるものを除く。)
	第12条の6第2項	準暴力的要求行為に対する再発防止命令
	第15条第1項	指定暴力団等相互間の対立抗争時の事務所の使用制限
	第15条第2項	指定暴力団等相互間の対立抗争時の事務所の使用制限の期限の延長
	第15条第3項	指定暴力団の内部抗争時の事務所の使用制限及び使用制限の期限の延長
	第15条の2第1項	特定抗争指定暴力団等の指定
	第15条の2第2項	特定抗争指定暴力団等の指定の期限の延長
	第15条の2第3項	特定抗争指定暴力団等に係る警戒区域の変更
第15条の2第8項	特定抗争指定暴力団等の指定に関する意見聴取の実施	
第15条の2第9項	特定抗争指定暴力団等に係る警戒区域の変更に関する意見聴取の実	

		施
	第 15 条の 4 第 1 項	特定抗争指定暴力団等の指定の取消し
	第 18 条第 2 項	加入の強要等に対する再発防止命令
	第 18 条第 3 項	少年脱退措置命令
	第 19 条	加入の強要の命令等に対する再発防止命令
	第 22 条第 2 項	指詰め of 強要等に対する再発防止命令
	第 23 条	指詰め of 強要の命令等に対する再発防止命令
	第 26 条第 2 項	少年に対する入れ墨の強要等に対する再発防止命令
	第 27 条	少年に対する入れ墨の強要の要求等に対する再発防止命令
	第 30 条の 4	損害賠償請求等の妨害行為の防止命令
	第 30 条の 5 第 1 項	暴力行為の賞揚等の禁止命令
	第 30 条の 5 第 2 項	暴力行為の賞揚等の禁止命令の取消し
	第 30 条の 7 第 2 項	縄張に係る禁止行為の約束に対する防止命令
	第 30 条の 7 第 3 項	縄張に係る禁止行為に対する再発防止命令
	第 30 条の 7 第 4 項	縄張に係る禁止行為の要求等に対する再発防止命令
	第 30 条の 8 第 1 項	特定危険指定暴力団等の指定
	第 30 条の 8 第 2 項	特定危険指定暴力団等の指定の期限の延長
	第 30 条の 8 第 3 項	特定危険指定暴力団等に係る警戒区域の変更
	第 30 条の 8 第 4 項	特定危険指定暴力団等の指定に関する意見聴取の実施
	第 30 条の 8 第 4 項	特定危険指定暴力団等の指定に関する意見聴取の非公開の決定
	第 30 条の 8 第 5 項	特定危険指定暴力団等に係る警戒区域の変更に関する意見聴取の実施
	第 30 条の 8 第 5 項	特定危険指定暴力団等に係る警戒区域の変更に関する意見聴取の非公開の決定
	第 30 条の 10 第 2 項	特定危険指定暴力団等の指定暴力

	項	団員の禁止行為に対する再発防止命令
	第 30 条の 11 第 1 項	特定危険指定暴力団等の事務所の使用制限
	第 30 条の 11 第 2 項	特定危険指定暴力団等の事務所の使用制限の期限の延長
	第 30 条の 12 第 1 項	特定危険指定暴力団等の指定の取消し
	第 32 条の 3 第 1 項	都道府県暴力追放運動推進センターの指定
	第 32 条の 3 第 5 項	都道府県暴力追放運動推進センターに対する措置命令
	第 32 条の 3 第 6 項	都道府県暴力追放運動推進センターの指定の取消し
	第 34 条第 1 項	意見聴取の実施
	第 34 条第 1 項	非公開の決定
	第 35 条第 3 項	意見聴取の実施
	第 35 条第 4 項	仮の命令をした旨の通知を受けたときの意見聴取の実施
	第 35 条第 6 項	仮の命令に係る命令
	第 35 条第 8 項	仮の命令の失効
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則(平成 3 年国家公安委員会規則第 5 号)に規定する事務	第 2 条第 2 項	主宰者の指名
	第 8 条第 1 項	忌避の申出の受理及び審査
	第 8 条第 3 項	忌避の申出に係る措置
	第 40 条第 1 項	意見聴取の再開
岡山県暴力団排除条例(平成 22 年岡山県条例第 57 号)に規定する事務	第 21 条	暴力団の排除に関する勧告
	第 22 条第 1 項	勧告した旨及び勧告の内容の公表
道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)に規定する事務	第 4 条第 1 項	信号機の設置
	第 5 条第 2 項	信号機の設置又は管理に係る事務の委任
	第 51 条の 10	登録の取消し
	第 51 条の 13 第 2 項	駐車監視員資格者証の返納命令
	第 75 条の 27 第 1 項	特定自動運行の許可の取消し又は効力の停止
	第 90 条第 1 項	免許の拒否
	第 90 条第 2 項	免許の拒否
	第 90 条第 5 項	免許の取消し
	第 90 条第 6 項	免許の取消し
	第 90 条第 9 項	免許を受けることができない期間の指定
	第 90 条第 10 項	免許を受けることができない期間

		の指定
	第 99 条第 1 項	指定自動車教習所の指定
	第 100 条第 1 項	管理者等の法令違反に係る指定自動車教習所の指定の取消し
	第 100 条第 1 項	卒業証書又は修了証明書の発行禁止
	第 100 条第 2 項	発行禁止処分に違反した場合の指定自動車教習所の指定の取消し
	第 100 条第 2 項	卒業証書又は修了証書の発行禁止期間の延長
	第 103 条第 1 項	免許の取消し
	第 103 条第 2 項	免許の取消し
	第 103 条第 4 項	免許の取消し
	第 103 条第 7 項	免許を受けることができない期間の指定
	第 103 条第 8 項	免許を受けることができない期間の指定
	第 104 条第 1 項	意見の聴取の実施(免許の取消しに係るもののうち、警察職員に係るもの、社会的反響が大きいもの又は将来紛議が予想されるものに限る。)
	第 104 条第 3 項	意見の聴取の実施(免許の取消しに係るもののうち、警察職員に係るもの、社会的反響が大きいもの又は将来紛議が予想されるものに限る。)
	第 104 条の 2 の 2 第 2 項	再試験不受験者に係る免許の取消し
	第 104 条の 2 の 3 第 3 項	臨時認知機能検査不受験者、臨時高齢者講習不受講者、臨時適性検査不受験者、診断書提出命令違反者に係る免許の取消し
	第 104 条の 2 の 4 第 1 項	不受講者に係る特例取得免許の取消し
	第 104 条の 2 の 4 第 2 項	講習終了者の違反に係る特例取得免許の取消し
	第 107 条の 5 第 1 項	自動車等の運転の禁止(1 年未満のものを除く。)
	第 107 条の 5 第 2 項	自動車等の運転の禁止
	第 107 条の 5 第 9 項	自動車等の運転の禁止(1 年未満のものを除く。)
道路交通法施行規則(昭和 35 年総理府令第 60 号)に規定する事務	第 22 条第 1 項	試験場所の指定
	第 28 条の 2	再試験場所の指定

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)に規定する事務	第7条第1項	自動車運転代行業の認定の取消し
自衛隊法(昭和29年法律第165号)に規定する事務	第81条	治安出動要請に関する知事との協議